平成２８年（フ）第２８６６号
大阪府守口市菊水通２丁目11番７―603号、開始決定時神戸市北区ひよどり台１―４131号棟302号
破産者　渡辺　郁子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９０号
大阪府柏原市石川町５番15―1005号　ビーバードルチェ玉手山
破産者　池邊　博之
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８７号
大阪市住吉区我孫子東３丁目６番７―407号
破産者　弓　　智秋
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５９号
大阪府四條畷市岡山４丁目12番13号
破産者　稲垣　勝司
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３２号
大阪府豊中市春日町１丁目４番８号
破産者　松岡沙誉子（旧姓高河原）
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４３号
大阪府茨木市横江２丁目１番11号　グリーンガーデン503号
破産者　中牟田智成
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７３号
大阪府東大阪市新庄西６番21―1012号
破産者　桝田　　忠
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１９７号
大阪府八尾市中田２丁目40番地　エステート光Ｄ―203号
破産者　片岡　壽代
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７６号
大阪市中央区瓦町４丁目３番14―607号
破産者　森田　修司
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２２号
大阪市西区南堀江４丁目８番17―1107号
破産者　小川ルミ子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１号
堺市北区南花田町226番地　ロータリービルド南花田207号、開始決定時の住所堺市北区南花田町226―207号室
破産者　村田　宗明
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７０９号
堺市北区長曽根町3059番地４　シティパルＳ102
破産者　太田　　光
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
大阪府富田林市青葉丘17番２号、前住所大阪府富田林市廿山１丁目４番８号
破産者　中村　智洋
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５２号
堺市中区土師町１―18―27　第２藤ノ木荘205号、開始決定時の住所堺市堺区楠町３丁１番18号　汐別方
破産者　ＡＬＴＯ５こと　平井加代子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０１号
堺市南区竹城台１丁２番10―101号
破産者　ビッグ・ウェストこと　大西　茂美
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０２号
堺市南区竹城台１丁２番10―101号
破産者　ビッグ・ウェストこと　大西美知子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
神戸市東灘区青木６丁目８番18―203号
破産者　宮田　裕昭
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９２号
神戸市中央区東川崎町７丁目６番６号
破産者　谷口サイクルこと　谷口　**滿**明
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０９号
神戸市中央区港島中町３―１　第55号棟第907号室、住民票上の住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の10　１番館1105号
破産者　厚ヶ瀬美恵
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部